### 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部設置要綱

(目的)

第1条 府、市町村及び府民等(府民、事業者及びボランティア団体をいう。以下同じ。) の協働により、府民が安心して安全に暮らせることができる社会を実現するため、京 都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成16年京都府条例第42号)第5条の 規定により、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部(以下「推進本部」 という。)を設置する。

### (事業)

- 第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 府民等との情報共有、意見交換に関すること。
  - (2) 府民等の自主的な防犯活動の支援に関すること。
  - (3) 市町村に対する防犯活動の技術的助言等の支援に関すること。
  - (4) 防犯に関する調査研究に関すること。
  - (5) その他推進本部の目的を達成するための活動に関すること。
- 2 推進本部は、事業の推進に当たっては、市町村及び府民等と緊密な連携及び協働に 努めるものとする。

#### (組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、犯罪のない安心・安全なまちづくりの事務を担任する副知事、教育長 及び警察本部長の職にある者とする。
- 4 本部員は、別表1に掲げる府の職にある者及び別表2に掲げる団体の構成員とする。

### (本部長の職務)

- 第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 2 本部長に事故あるときは、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代行する。

### (会議)

- 第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 推進本部の会議は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する総合的な施策の推進について審議する。
- 3 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (テーマ別会議)

- 第6条 推進本部に、特定の課題や事業の推進等を検討する会議(以下「テーマ別会議」 という。)を置くことができる。
- 2 テーマ別会議は、課題等に応じた本部員及び府の関係する課(室)をもって組織する。

- 3 テーマ別会議に議長を置き、関係団体の互選によりこれを定める。
- 4 テーマ別会議は、議長が招集し、主宰する。
- 5 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

- 第7条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は府民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庁内連絡会議)

- 第8条 総合的、具体的な施策推進のため、庁内連絡会議を置く。
- 2 庁内連絡会議は、別表4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 庁内連絡会議に事務局長を置き、安心・安全まちづくり推進課長の職にあるものを もって充てる。
- 4 庁内連絡会議は、事務局長が具体的施策に応じた関係課(室)長等を招集し、主宰 する。
- 5 事務局長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第9条 推進本部の庶務は、府民生活部安心・安全まちづくり推進課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 別に定める。

附則

- この要綱は、平成13年10月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年6月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年6月7日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

# 推進本部員

- 本 部 長 知 事
- 副 本 部 長 担 当 副 知 事 教 育 長 警 察 本 部 長

建設交通部長

- < 教 育 庁 > 教 育 次 長
- 警察本部長

   警務部長
   金部長

   生活安全部長

   地域部長

   刑事部長

   京都市警察部長

# 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部参加団体

種 別	構成団体
	京都府小学校長会
関係団体	京都府公立中学校長会
为水过作	京都府公立中子校及会   京都府公立高等学校長会
	京都府公立同等于校及会   京都府私立中学高等学校連合会
	京都府PTA協議会
	京都府立高等学校PTA連合会
	京都市PTA連絡協議会
	京都府国公立幼稚園長会
	(社) 京都府私立幼稚園連盟
	京都府公立幼稚園PTA連絡協議会
	京都府私立幼稚園PTA連合会
	(社)京都府保育協会
	学習塾防犯連絡会議
	京都私立小学校連合会
	(社)京都市保育園連盟
福祉・民生団体	(福)京都府社会福祉協議会
	(福)京都市社会福祉協議会
	京都府民生児童委員協議会
	京都市民生児童委員連盟
地域ボランティア団体	明日の京都づくり府民会議
	京都府連合婦人会
	京都市地域女性連合会
	(財)京都府老人クラブ連合会
	(社)京都市老人クラブ連合会
	(社) 京都府青少年育成協会
	(社)京都ボランティア協会
	(社) 京都府防犯協会連合会
	京都府少年補導連絡協議会
	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会
事業者団体	京都府商工会議所連合会
7 20 11 11	京都府商工会連合会
	京都府中小企業団体中央会
	京都商店連盟
	(特)京都府防犯設備士協会
	(社)京都府トラック協会
	(社)京都乗用自動車協会
	全京都個人タクシー協同組合
	協同組合京都個人タクシー協会
	(社)日本自動車連盟京都支部
 行政関係	京都市
시 조 소	京都府市長会
	京都府町村会
	│  京都州町代云 │  京都市教育委員会
	京都印教育委員会   京都府市町村教育委員会連合会
	京都府印画刊教育安良云建立云   京都府
計	京都府警察本部 4 7 団体
āT	4/凹冲

# 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部幹事会

# 知事部局

企画理事

山城広域振興局長

南丹広域振興局長

中丹広域振興局長

丹後広域振興局長

危機管理監

知事室長

職員長

会計管理者

総務部長

政策企画部長

府民生活部長

文化環境部長

健康福祉部長

商工労働観光部長

農林水産部長

建設交通部長

### 教育庁

教育次長

### 警察本部

総務部長

警務部長

生活安全部長

地域部長

刑事部長

交通部長

警備部長

京都市警察部長

# 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部 庁内連絡会議

部局	課・室	摘 要
山城広域振興局	企画総務部総務室長	地域連携対策
南丹広域振興局	企画総務部総務室長	地域連携対策
中丹広域振興局	企画総務部総務室長	地域連携対策
丹後広域振興局	企画総務部総務室長	地域連携対策
知事直轄組織	秘書課長 広報課長 給与厚生課長 会計課長	(主管課) 府民への広報、情報発信 (主管課) (主管課)
総務部	総務調整課長 自治振興課長 入札課長	(主管課) 市町村との連携 暴力団排除
政策企画部	企画総務課長 情報政策課長 戦略企画課長	(主管課) 統合型GIS活用 大学連携
府民生活部	府人防消安府男青消府 京本 京本 京本 京本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(主管課) 府民への人権啓発 防災 消防
	府民力推進課長 男女共同参画課長 青少年課長 消費生活安全センター長 府民総合案内・相談センター長	地域力再生 DV 少年非行 消費生活 府民からの相談
文化環境部	文化環境総務課長 文教課長	(主管課) こどもの安全
健康福祉部	健康福祉総務課長 福祉・援護課長 こども未来課長 家庭支援課長	セーフコミュニティ(主管課) 出所者の福祉的支援 子どもの安全 子どもの安全、少年非行、DV
商工労働観光部	産業労働総務課長 商業・経営支援課長	(主管課) 商店街の安全
農林水産部	農政課長	(主管課)
建設交通部	監理課長 指導検査課長 道路管理課長 住宅課長	(主管課) 暴力団排除 交通安全施設 防犯環境整備
教育委員会	総務校支援 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	(主管課) 子どもの安全、少年非行 子どもの安全、少年非行 子どもの安全 子とどもの安全 少年非行
警察本部	広警生少地刑組交警京 課 企 課 長 画 長策長 課 企 課 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

### 京都府犯罪のない安心・安全まちづくり推進本部

平成13年10月11日設置 平成18年6月21日改正 平成20年4月1日改正 平成23年6月7日改正

### 推進本部会議

〇本 部 長:知事

〇副本部長:担当副知事、教育長、警察本部長

〇本 部 員:広域振興局長、関係部長

教育次長、警察本部関係部長

関係団体 (別表2)

〇事 務 局:安心・安全まちづくり推進課

条例第5条に基づく犯罪のない安心・安心まちづくりに関する総合的な施 策推進

# テーマ別会議

〇議 長:関係団体による互選

〇組 織:本部員及び府の関係

する課(室)

課題の調査・研究、実行検討

# 幹事会

〇庁内関係部局長 (別表3)

(別表1)

横断的な施策の検討

# 庁内連絡会議

〇庁内関係課(室)長等 (別表4)

横断的な施策の具体的な推進